

畜産課	1 畜産振興に関すること。		1 酪農・牛生代化策を肉用近産計画と。	1 地域振興事業に地産地消を推進すること。 2 馬会等関係の畜産技術の普及を図ること。 3 畜産技術の普及を図ること。 4 畜産関係の技術者の育成を図ること。	1 畜産技術者の育成を図ること。 2 畜産技術者の育成を図ること。		
	2 飼料に関すること。			1 飼料の安全性及び品質の向上を図ること。 2 飼料の安全性及び品質の向上を図ること。 3 飼料の安全性及び品質の向上を図ること。 4 飼料の安全性及び品質の向上を図ること。	1 飼料の安全性及び品質の向上を図ること。 2 飼料の安全性及び品質の向上を図ること。 3 飼料の安全性及び品質の向上を図ること。 4 飼料の安全性及び品質の向上を図ること。		
	3 酪農振興に関すること。			1 酪農振興事業の推進を図ること。 2 酪農振興事業の推進を図ること。			
	4 畜産経営に関すること。			1 畜産経営の改善を図ること。 2 畜産経営の改善を図ること。	1 畜産経営の改善を図ること。 2 畜産経営の改善を図ること。		

			<p>事業地区の調査に 2 野草地の調査及び開発に関すること。</p>			
1 0	公共育成牧場に関すること。					
1 1	家畜の改良増殖に関すること。	1 家畜及び家畜の改良増殖策を定めること。	<p>1 家畜導入及び貸付すること。 2 種苗の貸付すること。 3 家畜人工授精講習会開催、資格試験実施すること。 4 子畜検査員検査員に任すること。 5 ふ化業者登録すること。 6 標準検査員に任すること。 7 登録業者を命ずることを置くこと。 8 地方種畜検査員を任し、畜種証明書を立入命ずること。</p>	1 種畜及び標準検査の実施すること。		

			9 優良種を認めること。			
	1 2 養蜂に関すること。			1 みつばちの飼育を許可すること。		
	1 3 家畜保健衛生に関すること。				1 家畜衛生に関する思想の普及活動を実施すること。	
	1 4 家畜伝染病予防に関すること。	<p>1 家畜伝染病の発生を防止するための検査、注射、薬浴又は薬投すること。</p> <p>2 家畜伝染病を予防するため毒をこすこと。</p> <p>3 家畜伝染病の発生に伴う必要な処置に關すること。</p> <p>4 患畜又は疑似畜の殺処分を命ずること。</p> <p>5 家畜伝染病のまん延防止のための移動の禁止又は制限を命ずること。</p> <p>6 家畜伝染病のまん延防止のための畜舎の集合同等の放牧等の制限を命ずること。</p>	<p>1 家畜防疫員及び獣医師の委任をすること。</p> <p>2 家畜防疫員及び防疫員に關すること。</p> <p>3 家畜防疫組織の強化に關すること。</p>	<p>1 家畜の伝染性及び届出を受理すること。</p> <p>2 家畜伝染病のまん延防止のために農林水産省及び関係都府県に報告をすること。</p>		

<p>1 5 動物薬事に関する こと。</p>		<p>ずること。 1 薬事法に基づく許可の取消し等すること。 2 動物用医薬品又は動物用医療機器の販売業者に対し、条件に対する違反を是正するた めに必要措置を命ずること。 3 動物用医薬品の指導に関すること。</p>	<p>1 薬事監査員を 免すこと。</p>	<p>1 不良品、不正に表 示して、廃棄その他を命ずること。 2 配置販賣業者及び配置員の身分証明書を発行すること。 3 動物用医薬品並びに動物用医療機器等業及び貸業の許可に係る除を すこと。 4 登録販賣者の登録に関すること。</p>	
<p>1 6 獣医事 に関する こと。</p>			<p>1 診療簿及び簿の 検査を行うこと。</p>	<p>1 獣医師法（昭和24年法律第18号）第22条の規定による届出の進達を すること。 2 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による診療施設の届出 の受理に 関する</p>	

					こと。		
		1 7 家畜人工授精所に関すること。					
		1 8 家畜保健衛生所に関すること。					
農 村 振 興 局	農 村 計 画 課	1 土地改良区等に関すること。	1 土地改良法（昭和24年第15号）第9条に基づき、国改及7の基事変更に関すること。	1 土地改良区及び立営に関すること。	1 団地改良事業の適否に補正を除く。2 土地改良事業の適否決定と。	1 団地改良事業の適否に補正に限る。2 1817規定に基づき、地役退任を。	
		2 土地改良財産に関すること。		1 重要な土地改良財産に関すること。	1 土地改良財産及び関係条例（昭和23年第2号、及び第3号）に掲げる特産物の管理を委託すること。2 土地改良財産の		

				な も の の 処 分 に 関 す る こ と。			
3	農 業 農 村 整 備 に 係 施 策 の 企 画、 調 整 及 び 推 進 に 関 す る こ と。			1 農 業 農 村 整 備 事 業 の 企 画 に 関 す る こ と。			
4	県 営 及 び 団 体 営 の 農 業 農 村 の 整 計 画 及 び 採 規 採 り に 関 す る こ と。			1 農 業 農 村 整 備 事 業 の 調 査 に 関 す る こ と。 2 農 業 農 村 整 備 事 業 の 新 規 採 り に 関 す る こ と。			
5	国 営 事 業 対 策 室 に 関 す る こ と。						
	(1) 国 営 土 地 改 良 事 業 (以 下 事 「 国 営 業 業 」 と し て 関 係 機 関 の 調 整 及 び 国 営 業 の 推 進 に 関 す る こ と。						
	(2) 国 営 事 業 に 係 る 計 画 調 整 及 び 計 画 推 進 に 関 す る こ と。						
	(3) 国 営 事 業 に 係 る 調 査 に 関 す る こ と。						
	(4) 国 営 事 業 に 伴 う 付 帯 事 業 の 計 画 調 整 及 び 推 進 に 関 す る こ と。						
	(5) 農 業 用 水 の 調 整 に 関 す る こ と。						

		こと。					
	6	農村振興局長に関すること。					
農地整備課	1	農地の集約化及び団地計画に関すること。			<p>1 国営及び県営土地改良事業の決定及び変更並びに処分すること。</p> <p>2 団地改良に係る土地交換分合すること。</p> <p>3 土地改良事業の交換分合すること。</p>		
	2	農業農村整備事業に係る土地の取得及び補償すること。					
	3	県営及び団地農業事業（農村整備課の業務を除く。）の掌るものに関すること。			1 地区の算割にすること。		
	4	海岸保全事業（農林水産省振興局所管）に関すること。	1 海岸保全事業の長期計画策定すること。		<p>1 地区の算割にすること。</p> <p>2 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に定める海岸区域の指定、変更又は廃止を決定すること。</p>		
	5	防衛施設周辺障害防止事業のうち農業用施設					

<p>設 関 する に 関 する こ と。</p>						
<p>6 農 地 及 び 農 業 の 災 害 復 等 の 関 する 旧 事 業 等 復 に 関 する こ と。</p>			<p>1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 費 助 庫 補 措 置 暫 定 関 する に 法 律 (昭 令 2 5 年 1 2 4 号) に る 補 助 の 増 請 高 申 こ と。 第 2 同 令 4 1 条 の 災 に 害 復 事 業 要 計 書 概 事 業 計 書 提 書 提 出 す こと。</p>			
<p>7 地 す べ 防 止 事 業 (農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 所 管) に 関 する こ と。</p>		<p>1 地 す べ り 防 止 区 域 の 指 定 に 関 する こ と。 べ 2 地 す べ り 防 止 工 事 基 本 計 画 を 策 定 す こと。</p>	<p>1 地 す べ り 防 止 法 3 3 年 第 1 条 の 規 定 に 基 づ き 事 業 計 画 を 認 可 す こと。 2 地 す べ り 防 止 法 (昭 和 政 令 3 年 第 1 号) に よ り 指 定 を 受 け 予 算 割 当 す こと。</p>	<p>1 同 法 第 1 8 条 の 規 定 に 基 づ いて 行 為 許 可 を 受 け こと。</p>		

	<p>8 地籍調査に関すること。</p>		<p>1 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、調査に関する計画を報告すること。</p>	<p>1 同法の第6条に規定し、又改訂が国土指すこと。 2 同法の第3条第1項を除く。規定に基づき、調査の計画、承認、公示をすること。 3 同法の第8条に規定し、調査を実施すること。 4 同法の第19条に規定し、調査の結果、承認を申請すること。</p>			
<p>技術管理課</p>	<p>1 農業・森林・水産の土木工事の調査に関すること。</p>						
	<p>2 農林水産部の補助業務のうち、物の検査に関すること。</p>						
	<p>3 農業・森林の土木工事の設計・積算に関すること。</p>						

		4 農 業 ・ 森 林 土 木 の 技 術 技 術 修 職 員 の 研 究 修 修 指 導 関 係 事 業 に 関 係 する こと。					
		5 農 業 ・ 森 林 土 木 事 業 に 係 る 電 算 シ ス テ ム の 発 管 理 ・ 開 発 に 関 係 する こと。					
		6 農 業 ・ 森 林 土 木 工 事 の 進 行 管 理 シ ス テ ム の 管 理 に 関 係 する こと。					
		7 農 業 ・ 森 林 土 木 工 事 に 係 る 建 設 副 産 物 対 策 に 関 係 する こと。					
		8 農 業 ・ 森 林 土 木 工 事 に 係 る 評 価 に 関 係 する こと。					
		9 農 業 ・ 森 林 土 木 工 事 に 係 る コ ス ト の 縮 減 に 関 係 する こと。					
		1 0 農 業 ・ 森 森 林 土 木 工 事 に 係 る C A L S / E C の 推 進 に 関 係 する こと。					
森 林 局	森 林 整 備 課	1 民 有 林 森 林 計 画 に 関 係 する こと。	1 地 域 森 林 計 画 を 策 定 する こと。	1 地 域 森 林 計 画 の 変 更 に 関 係 する こと。	1 地 域 森 林 計 画 の 案 対 意 見 申 立 て 申 関 係 する こと。 町 村 2 森 林 計 画 及 び 村 整 備 計 画 の 調 査 等 に 関 係 する こと。	1 森 林 計 画 の 指 導 及 び 援 助 に 関 係 する こと。 2 空 中 写 真 測 量 の 使 用 及 び 複 製 認 許 等 に 関 係 する こと。 3 他 府 県 道 林 計 画 等 に 関 係 する こと。	

<p>び地上権設 定に関する こと。</p>						
<p>9 県有林の 造成、処分 及び伐採に 関すること。</p>			<p>1 新植事業 及び事業 画（施設 を）を 策定す ること。 2 森林国 営保険加 入締結を すること。 3 林産物 の計画外 の処分を （評価額 10万未 満を除く。 ）。 4 立木等 売払代金 の延納割 合を決定 すること。</p>	<p>1 伐採跡 地検査に 関すること。</p>		
<p>10 県有林 の管理に 関すること。</p>			<p>1 県有林 経営計画 を策定及 び実施す ること。 2 県有林 の保全に 関すること。</p>			
<p>11 林業公 社に関する こと。</p>	<p>1 林業公 社に対し 森林整備 資金を付 け貸すこ と。 2 林業公 社に対し 農林漁業 資金の借 入保証を すること。</p>					
<p>12 森林病 害虫等に 関すること。</p>						
<p>13 林業技 術の普及</p>			<p>1 林業普 及指導実</p>			

				設計承 実施を のび画 及び計 認す と。 5 林 地荒 防止 災害 計画 する こと。 5 林 地荒 防止 災害 計画 する こと。 5 林 地荒 防止 災害 計画 する こと。			
		4 森 林 公 園 の 整 備 等 に 関 する 事 項。					
		5 森 林 の 公 有 化 に 関 する 事 項。					
		6 緑 化 の 普 及 及 び 啓 発 に 関 する 事 項 (都 市 の 緑 化 に 関 する 事 項 を 除 く)。					
		7 入 会 林 野 等 整 備 事 業 に 関 する 事 項。	1 入 会 林 野 等 整 備 事 業 計 画 の 認 可 及 び 公 告 に 関 する 事 項。		1 入 会 林 野 等 整 備 事 業 の 指 導 に 関 する 事 項。		
水産局	水産振興課	1 水産技術 の普及及び 指導に 関すること。					
		2 沿岸漁業 の構造改善 に 関すること。			1 漁業経 営構造改 善事業の 計画及び 変更 に 関 する 事 項。		
		3 水産物の 流通に 関すること。					
		4 栽培漁業 の推進に 関すること。			1 栽培漁 業基本計 画に 関 する 事 項。		
		5 資源管理 型漁業の 推進に 関すること。			1 資源管 理計画に 関 する 事 項。		
		6 内水面漁 業の振興 に 関すること。			1 内水面 漁業振興 計 画に 関 する 事 項。		

<p>7 養殖業の振興に関すること。</p>	<p>1 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第8条の規定による特定疾病のまん延の防止に関すること。</p>	<p>1 同法の第4条に定める漁計画に定めること。 2 同法の第7条に定めること。</p>	<p>1 同法の第4条に定める漁計画に定めること。 2 同法の第7条に定めること。</p>		
<p>8 漁場環境の保全に関すること。</p>					
<p>9 漁業法（昭和24年法律第267号）の施行に関すること。</p>	<p>1 漁場計画策定方針に関すること。</p>	<p>1 漁業の関すること。 2 漁場計画に關すること。 3 漁業登録に關すること。 4 漁業権の変更に關すること。 5 漁業権の行使に關すること。 6 同法の第67条に關すること。 7 漁業の監督に關すること。 8 司法警察官の協同に關すること。 9 漁業の違反に關すること。</p>	<p>1 漁場調査及び管理に關すること。 2 免許簿（抄本）の交付に關すること。 3 漁業の調整に關すること。 4 同法の第67条に關すること。 5 漁場の内岩の破砕等に關すること。 6 つきいそ設置に關すること。 7 特別採捕に關すること。 8 特別養殖に關すること。 9 漁業の許可証</p>		

					業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）に基づく遊漁業者の登録、業務講習、遊漁船業団体の指定及び報告等に関する（広域分）の事務を除く。		
	1 1 海面利用に関すること。						
	1 2 海区漁業調整委員会及び海面漁業委員会に関すること。			1 海区漁業調整委員会及び海面漁業調整委員会の指導に関すること。			
	1 3 漁業取締事務所にすること。						
	1 4 水産局長に関すること。						
漁港漁場整備課	1 漁港に関すること。	1 漁港指定に関すること。	1 漁港区域の変更に関すること。	1 事業計画の変更を許可すること。 2 海岸区域の指定、変更、廃止を決定すること。 3 漁港整備計画に関すること。	1 同法第39条第1項、第3項及び第6項並びに第8項の規定に基づく許可、取消し、停止、変更及び		

		<p>4 漁港及び漁港施設に係る災害復旧事業の単承を請うこと。</p> <p>5 漁港及び漁港施設に係る災害復旧事業の単承を請うこと。</p> <p>6 漁港及び漁港施設に係る災害復旧事業の単承を請うこと。</p> <p>7 漁港及び漁港施設に係る災害復旧事業の単承を請うこと。</p> <p>8 漁港及び漁港施設に係る災害復旧事業の単承を請うこと。</p> <p>9 漁港及び漁港施設に係る災害復旧事業の単承を請うこと。</p> <p>10 漁港及び漁港施設に係る災害復旧事業の単承を請うこと。</p>	<p>2 漁港及び漁港施設に係る災害復旧事業の単承を請うこと。</p> <p>3 漁港及び漁港施設に係る災害復旧事業の単承を請うこと。</p>	<p>ること。熊本県条例（昭和37年条例第17号）に基づき、承認可（同条例の第4条を除く。）の届出に關すること。漁港に關すること。</p>	
2 漁港に係	1 公有水	1 漁港区	1 漁港区		

	る公有水面 に関するこ と。		面埋立法 施行令 (大正14 1年勅令 第194号) 第3条の規 定に基づ く認可に 係る漁港 区域内に おける水 面埋許す こと。	域内に公 有立許と 行2定免 除2。漁 港区内 おける水 面埋許す こと。	域内に公 有立地村 見る意す と。港区内 おける水 面埋許す こと。		
	3 海岸及び 漁港の美化 に関するこ と。						
	4 沿岸漁場 の整備に関 すること。			1 沿岸漁 場整備の策 を策定す こと。 2 沿岸漁 場整備の実 施計画及び 変更に関 すること。			

8 土木部

局	課	分掌事務	知事決裁事 項	部(公室) 長専決事項	部内局長専 決事項	課(センタ ー)長専決 事項	備考欄に 定める職 員専決事 項	備考
	監理課	1 土木部各 課及び出 先所属職 員の人事 並びに土 木部各課 の経費の 管理に関 すること。						
		2 建設業に		1 建設業	1 同法に	1 同法第		

<p>関すること。</p>	<p>法（昭和24年法律第10号）第19条第5項に基づき発注者へ勧告すること。 2 同法第28条に基づき、建設業者へ指示及び営業を停止すること。 3 同法第29条に基づき、建設業者の許可を取り消すこと。 4 同法第41条に基づき、建設業者及び建設業者団体へ指導、助言及び勧告をすること。 5 同法第42条の規定に基づき、公正取引委員会へ措置を請求すること。</p>	<p>建設許可の更新及び変更の可とする。</p>	<p>3 条に建設業者の係書をすること。 2 同法第27条の2に基づく事項の審査をすること。 3 同法第31条に基づく立入検査をすること。 4 同法第27条の7に基づく建設業者団体へ報告を求めると。 5 建設業者の指導育成に關すること。 6 建設統計の資料の収集及び報告に關すること。 7 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第4条に基づく建設機械の打刻の検認をすること。</p>	
<p>3 浄化槽工事業に關すること。</p>		<p>1 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第3条の規</p>	<p>1 同法第21条の規定に基づき、浄化槽工事業の登録</p>	

					測 移 求 地 長 達 する こと。		
	7 建設工事 紛争審査会 及び建設業 審議会に関 すること。						
	8 土木部長 室に関する こと。						
用地対策課	1 土地収用 に関するこ と。	1 土地収用 法（昭和 26年 2 月 19日 法律第 197号） 第12項に 基づき、認 ること。		1 事業認 申請書の 命に關す ること。 2 同法第 11条に 基づき、 入可こと。 3 同法第 4条に 基づき、 試掘可こ と。	1 事業認 申請書に 供と。		
	2 土木事業 用地の取 得及び地 上物の補 償に関す ること。						
	3 公有地の 拡大の推 進に関す ること。						
	4 国土交通 省所管の 他行政機 関に属し ない国有 財産に関 すること。						
	5 収用委員 会に関する こと。						
	6 熊本県事 業認定審 議						

	会 に関する こと。						
土木技術管理課	1 土 木 工 事 の 検 査 に 関 する こと。						
	2 土 木 工 事 の 設 計 基 準 に 関 する こと。						
	3 土 木 工 事 の 施 行 方 法 の 改 善 に 関 する こと。						
	4 土 木 技 術 職 員 の 技 術 指 導 に 関 する こと。						
	5 土 木 工 事 の 実 施 管 理 に 関 する こと。						
	6 土 木 工 事 に 係 る 積 算 シ ス テ ム、 工 事 進 行、管 理 シ ス テ ム 及 び 電 子 納 品 に 関 する こと。						
	7 C A L S ／ E C（公 共 事 業 支 援 統 合 情 報 シ ス テ ム）に 係 る 施 策 の 企 画、調 整 及 び 推 進 に 関 する こと。						
	8 熊 本 県 建 設 技 術 セ ン タ ー に 関 する こと。						
	9 土 木 工 事 に 係 る 建 設 副 産 物 対 策 に 関 する こと。						
	1 0 建 設 工 資 事 に 係 る 資 源 材 の 再 資 源 関 化 等 に 関 する 法 律 等 に 関 する こと（廃 棄 物 対 策 課、 監 理 課 及 び 建 築 課 務 掌 事 掌 事 掌 事 を 除 除 除 除 く。）。			1 同 法 第 1 5 条 に 基 規 定 分 別 づ ぐ 体 等 解 方 法 の 更 所 の 変 置 命 他 関 措 に と。			

道路都市局	道路整備課	1 道路に係る施策、及び関係すること。						
		2 高規格幹線道路及び地域高規格道路に格及び規格すること。						
		3 道路公に社に關すること。						
		4 道路の建設に關する（道路及び並びに繕修する。交通安全整備の除く。）。						
		5 道路都市局長に關すること。						
道路保全課	1 道路の管理に關すること。	1 県道の認定、及び行をと。		1 道路法（昭和7年19号）第9条に規定する費用の定めと。 2 同法第20条に規定する作業を同5	1 道路法第18条の区域の決定、及び開うこと並びに告示と。			

				<p>を 行 と。 9 7 4 定 道 員 を と。 1 0 第 の よ 物 還 こ と。 1 1 制 和 政 6 の 関 路 を と。 1 2 共 整 関 別 （ 年 3 第 規 り 同 備 道 定 こ と。</p>			
	<p>2 道路整備 特別措置 （昭和31 年法律第 7号）に 関すること。</p>	<p>1 同法第3 条第3項 の規定に より、協 議に 応じ、同 意を 行 う と。 2 同法第 6条の 規定に よ り 同 意 を 行 う こ と。</p>		<p>1 同法第3 条第3項 の規定に よ り 決 定 を 行 う こ と。 2 同法第 7条の 規定に よ り 決 定 を 行 う こ と。</p>			

要をこ、見る採必めをた知
 必正るじ、見る採必めをた知
 に修えを命意係をる認旨し通
 画な加と又書意択要な提者す
 9 同 法 第 4 1 条 第 4 項 に 基 づ け、 徴 収 課 滞 を 認 可 と する。 同 法 第 4 5 条 第 2 項 に 基 づ け、 解 散 認 可 と する。 同 法 第 4 9 条 に 基 づ け、 決 算 報 告 認 可 と する。 同 法 第 5 1 条 第 2 項 に 基 づ け、 区 画 社 会 準 業 認 可 と する。 同 法 第 5 8 条 第 3 項 に 基 づ け、 意 見 査 査

申者規事に修えを又書意択要な意提者す
 をたしび画な加と、見る採必めををた知と。法条第規づ画社又計更す
 可し対及計要をこじ意係をる認旨書し通知こと。同 法条第規づ画社又計更す
 認請に準業必正る命はに見すをい見出にるこ 1 4 第 5 1 項の基区会準業変可と。同 法条第規づ見査可し対計要をこ
 1 4 第 5 1 項の 1 定き整のは画をるこ 1 5 第 5 1 項の基意審認請に業必正る命じ、見る採必めをた知と。法条第
 1 5 第 5 1 項の 2 定き書しをたし画な加と又書意択要な提者す 1 6 第 5 1

						<p>規 づ 画 社 若 分 区 会 行 地 理 全 く の び を 爾 の 基 区 会 併 は は 理 施 土 整 の し 部 及 け す 項 に 、 理 合 く 又 整 が る 画 整 の 若 一 渡 受 け 可 と 。 1 定 き 整 の し 割 画 社 す 区 事 部 は 譲 譲 認 こ と 。 1 7 第 5 1 項 の 1 定 き 整 の 画 業 又 に 認 こ と 。 1 8 第 5 1 項 に 規 程 業 事 を 画 計 概 交 の 受 し 町 計 を 認 こ と 。 1 9 第 5 4 項 に</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

						<p>熊市議に県計いを又書し通こ 、都審議、業つ正、見出にる き県画のり事に修え意提者す づ本計会よの画て加はをた知と。</p> <p>2 0 第5条の基熊市議に市事に修えを又書し通こ 第54項に、都審議、の画て加と、見出にる 第4定き県画のり村計いをこじ意提者す</p> <p>2 1 第5条項に、画て設要に、通認 第51規ぶ業おめる概更て、交の 第の基事に定計のつ国土大 の基事に定計のつ国土大 可受は市設の認こ 又村の概要をる の概要をる の変可と。</p> <p>2 2 第7条1定 第2の 7 2 の</p>			
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

						<p>に基づき、 がた住宅社 りる程業認 こ の立方給定 行び画す と。 2 3 同 法 第 7 1 条 の 3 第 8 項の規き、 基づき、を 見書し、申 者施及計 業必をこ 正る命じ、 加えを とは意 又書見 意採 択る 要認 な旨 意見 提書 者出 すに 通 事こ 2 4 同 法 第 7 1 条 の 3 第 1 項の規づ の 4 定 き、 み がた住宅 社給施 又計 行規業 は事更 画の を認 るこ 2 5 同 法 第 7 1 条 の 3 第 1 項の規づ 定に基 き、</p>			
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

査可し対計要をこ、見る採必めをた知
 審認請に業必正る命じ、意係を認旨し通
 を、申者事に修えを命はに見すをい出に
 書をたし画な加と又書意択要な提者す
 2 6 同 法 条 の 基 同 項 3 定 し 対 地 回 命
 第 7 6 項 に、1 第 規 反 に 土 状 を 命
 第 4 定 き、第 規 反 に 土 状 を 命
 規 じ 及 び の 違 者、原 等 復 じ
 2 7 同 法 条 の 基 換 を 又 計 可
 第 8 6 項 に、画 換 を 認
 第 1 定 き、画 換 を 認
 規 じ 地 計 め、地 換 を 認
 2 8 同 法 条 の 基 換 の つ 可
 第 9 7 項 に、画 換 の つ 可
 第 1 定 き、画 換 の つ 可
 規 じ 地 計 更 に 認
 2 9 同 法 条 の 基 づ き、行
 第 1 2 3 規 づ き、個 人 施 行
 条 の 基 づ き、個 人 施 行
 区 画 整 理

					<p>はに、の求はを。法 又村て等を又等。法 社町し告出、告等。法 会市対報提め、勧す。同 3 0 第 1 2 4 第 1 条の規き、行 に基づき、施行地 個人の施土地 者する画整理 区画事業に督 事いすこと。法 3 1 第 1 2 5 第 1 条の規き、施 に基づき、土 組行す区画整 行地区事業に 地理つ監督す つ監督こと。法 3 2 第 1 2 5 第 1 条の規き、理 規き整の施地 画整の画土理 社す区画整に す区画整に督 事い督す。同 と。法 同 法 法 5 の 基 基 区 区 会 行 行 地 地 理 理 つ づ 監 監 督 督 す す こ こ と と</p>			
		<p>4 市街地再 開発事業に 関すること。</p>			<p>1 都 市 再 開 発 法 (昭 和 4 4 年 3 法 律 第 9 8 号) の 第 7 条 第 1 項 規 定 基 づ き 施 行 者 の 認 可 事 と 同 法 第 7 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 基 づ 基 づ き 新 行 た 者 又 は 氏 名 住 に 所 住 に 住 民 で づ づ つ づ づ 氏 氏 氏 名 名 名</p>	<p>1 同 法 第 7 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 基 づ 基 づ き 新 行 た 者 又 は 氏 名 住 に 所 住 に 住 民 で づ づ つ づ づ 氏 氏 氏 名 名 名</p>		

							<p>6 第1項に、行 の規づき施 基個人の規 個人のし約 者若規約業 規事の変更 事の認可す の認可こと 3 7 7 同法 7 7 第1項 の規づき施 基個人の規 個個人の施 者者の行 者にの動 約をの規 すること 4 7 9 同法 の規づき施 基個人の規 個個人の選 者者の任 す委員査 認すを承 と。同法 5 7 0 第1 の規づき施 基個人の規 個個人の施 者者の事 終了を認 可すこと 6 1 1 同法 規づき施 づきの設 合の認可 等のをす 7 1 3 同法 3 項に基 定き、意 書、を審 し、を認 を申請</p>	<p>名出する 2 1 1 同法 1 1 項に 定き、施 地と区 るべき 域を管 する轄 村長市 事を業 を公衆 縦覧に せしめ 第38条 第2項、 同法第 8条第 3項及 び第5 8条第 4項に おいて る場合 を 3 2 8 同法 1 項に 定き、組 の理事 の氏名 及び住 所を届 出する と。同法 4 5 3 同法 1 項に 定き、事 業を縦 覧すこ と。同法 5 6 同法 5 6 項 に基 づき、 事業を 縦覧す こと。同 法第5 6条に おいて る場合 を 5 同法</p>	<p>届受理こ の受るこ 第6条の 規づきな 区に、管 轄市に、 画の供 この法 第38条、 第53条 同第8 項に準 する場合 を 第8条の 規づきな 組長及 の氏名 の住所 を届出 するこ と。同法 第53条 の規づ き、事業 を縦覧 すること 。同法 第56条 に基 づき、事 業を縦 覧すこ と。同法 第56条 に基 づき、事 業を縦 覧すこ と。同法 第56条 に基 づき、事 業を縦 覧すこ と。同法</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

						<p>対計要をこ、見る採必めををた知 に業必正る命じ、見係を認旨書し通 者事に修えを命はに見すをい見出に たし画な加と又書意択要な意見提者 す（52定てる含む）。同81定 き、は画は本変更す。同82定 き、を、申者事に修えを命はに見 すをい見出に</p>	<p>第規づ地のはその工新許こ 66条の基土質又物ののを 11項に、形更築他のを 定き、の建の作築可と。同6 831項に、権計覧にこ法 き、換縦す（85同法 変を供と第第び110 定てる含む）。</p>		
--	--	--	--	--	--	---	---	--	--

すること。
 10 同 法 条 の 基 組 収 課 滞 を 認 可 す
 第 4 1 項 に 基 づ き、 徴 賦 の 等 処 分
 第 3 定 き の 徴 賦 の 等 処 分 可 事
 規 づ 合 す 金 納 認 可 事
 11 同 法 条 の 基 組 散 可 事
 第 4 5 項 に 基 づ き、 解 散 可 事
 第 4 定 き の 解 散 可 事
 規 づ 合 を 認 可 事
 12 同 法 条 に 基 づ き、 決 算 報 告 承 認 事
 第 4 9 項 に 基 づ き、 決 算 報 告 承 認 事
 規 づ 合 報 告 承 認 事
 13 同 法 条 第 1 項 に 基 づ き、 再 開 可 事
 第 5 0 第 1 項 に 基 づ き、 再 開 可 事
 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、 再 開 可 事
 の 規 定 に 基 づ き、 再 開 可 事
 再 開 可 事
 社 又 は 計 更 認 可 事
 を 認 可 事
 14 同 法 条 第 1 項 に 基 づ き、 再 開 可 事
 第 5 0 第 1 項 に 基 づ き、 再 開 可 事
 の 規 定 に 基 づ き、 再 開 可 事
 再 開 可 事
 社 又 は 計 更 認 可 事
 を 認 可 事
 15 同 法 条 第 1 項 に 基 づ き、 再 開 可 事
 第 5 0 第 1 項 に 基 づ き、 再 開 可 事
 の 規 定 に 基 づ き、 再 開 可 事
 再 開 可 事
 社 又 は 計 更 認 可 事
 を 認 可 事

可。法条第規づ開のし割開がる再業若一渡受す
 認こと。同 0 2 の基再社若分再開がる再業若一渡受す
 をるこ 5 1 項に、会併はは会行街発全のし部及を
 分す 6 第の 1 定き発合く又発施市開のし部及を
 1 6 第の 1 定き発合く又発施市開のし部及を
 1 7 第の 1 定き発選審を承ること。同 0 4 の基再社す委員す
 1 8 第の 1 定き発事を認ること。同 0 5 の基再開の了す
 1 9 第の 1 定き発事を認ること。同 1 項に、程業計、業おめのつ土臣
 1 9 第の 1 定き発事を認ること。同 1 項に、程業計、業おめのつ土臣

						<p>を若市設要す 可、はの概可と。法 認めく村の認こと。同 の受し町計をるこ。同 2 0 第 5 規 6 条に、画 第の基事におい設 の基事におい設 に定計の概更に のつ土臣を若市 土臣を若市設 要をるこ。同 2 1 第 5 規 7 条の基 第の規 4 項に、再 規 4 項に、再 づき街地審査 発の任と。同 こ。同 2 2 第 5 規 8 条前 第 1 項の規 段に基づき、 市設地供の 立給施及計 地給施及計 の程業認 業認こと。 2 3 第 5 規 8 条後 第 1 項の規 段に基づき、 市設地 立給施及計 地給施及計 の程業認 業認こと。</p>			
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

						<p>社規事の認こ 公及び画をる 給施及計更す の程業変可と。</p> <p>2 4 同 法条の基 第 6 0 項に、他 第 1 1 項に、有 規 定 きの、地 づ 人 する、等 す 人 する、に に の 測 量 等 の 立 ち 入 り、 又 は 入 り、 入 可 と。 許 可 と。</p> <p>2 5 同 法条の基 第 6 1 項に、障 第 1 1 項に、伐 規 定 きの、土 づ 害 物 及 び 掘 除 地 の 試 掘 等 に 許 可 す 可 と。</p> <p>2 6 同 法条の基 第 6 6 項に、土 第 1 1 項に、質 規 定 きの、又 づ 地 の 形 質 の 変 更 物 は 建 築 物 そ の 他 工 作 物 新 築 等 可 と。</p> <p>2 7 同 法条の基 第 6 4 項に、同 第 規 定 項 づ 条 第 3 及 び 1 項 に 違 反 定 に 違 反 し た し、 土 の 復 原 地 等 回 命</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

28 じること。法
 第 7 同 2 条の基
 第 1 項に、国大
 規 定 交、通 可
 づ き 交、通 認
 土 臣 の 認
 臣 を 受 け、換
 を 権 利 変、換
 権 計 画 を 定
 計 め、は 若 人
 め く、は 個 人
 施 行 者、再
 組 合、再
 開 発 会 社、
 市 町 村、又
 は 市 の 立 住
 が 設 地 方 公
 た 宅 社 換 利 画
 変 を 認 可 す
 を る こ と (同
 法 第 7 2 項
 条 の 規 定 に
 の お い す 準
 用 合 せ を 場
 含 む。)。

29 同 法
 第 3 条の基
 第 3 項に、市 市
 規 定 地、再 開
 づ き 地、再 開
 街 地 審 査 会
 発 の 審 議 意 見
 の 審 議 意 見
 を 審 査 意 見
 し、換 利 画
 変 に 必 要 な
 修 正 を 加
 え、見 書 意
 意 係 を 採 見
 を る 採 必 要
 認 旨 を 意 見
 書 し 通 知 出
 こ 法 第 8 3

						<p>項法 80 に準場 5 同 11 1 0 に準場 第 1 の規いすを 及 第 条 のお用合む。)</p> <p>3 0 同 法 条 3 定 第 9 第 3 規 の 3 の 規 づき、 項 の 基 づき、 に 基 づき、 個 人 施 行、 者 組 合、 再 開 発 会 社 市 町 市 村 又 は 設 の 立 方 住 地 給 公 社 供 特 定 建 築 者 の 決 定 を 承 認 す る 事 と (同 法 条 9 第 5 項 の 規 定 に お い す 準 場 合 を 含 む) 。</p> <p>3 1 同 法 第 1 1 1 定 条 の 規 づき、 に 基 づき、 施 行 建 築 敷 地 設 上 権 が 設 定 さ れ な し も の 利 し 換 計 画 変 を 定 め こ と 。</p> <p>3 2 同 法 第 1 1 2 定 条 の 規 づき、 に 基 づき、 個 人 施 行 者 又 は 組 又 発 事 合 開 始 再 開 定 行 決 定 を 行 決 定 す</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>維持又事は維 持管し理に 関しな指必 要なす。示 を。同。こ 1 0 第 3 7 法 第 2 項の条 規 定 基 づ 下 都 市 理 路 管 理 者 対 し 水 者 路 市 善 命 る こと。 1 1 第 3 7 法 の 2 に 条 定 基 規 き 等 の づ 又 の 排 改 の 止 善 ず る 水 こと。命 1 2 第 3 8 法 の 規 定 条 基 づ 基 監 督 づ 等 を 行 こ 政 執 を 除 行 く。)。疎 1 3 地 域 自 立 促 進 特 別 措 置 法 第 1 5 条 第 1 項 規 づ 定 基 づ き 等 公 共 下 水 道 等 幹 線 管 置 の 設 置 を 行 う こと。</p>	<p>生 用 費 用 必 要 を 生 じ 費 費 費 費 費 を 負 負 負 負 負 担 担 担 担 担 せ せ せ せ せ と 同 同 同 同 同 9 3 2 1 1 1 1 1 第 第 第 第 第 第 第 3 2 1 1 1 1 1 項 項 項 項 項 項 項 に に に に に に に 基 基 基 基 基 基 基 づ づ づ づ づ づ づ 調 調 調 調 調 調 調 査 査 査 査 査 査 査 め め め め め め め た の の の の の の の 他 他 他 他 他 他 他 地 地 地 地 地 地 地 入 入 入 入 入 入 入 り 一 一 一 一 一 一 一 時 時 時 時 時 時 時 を を を を を を を と 同 同 同 同 同 1 0 第 3 9 法 第 及 及 及 及 及 9 9 9 9 9 の 規 規 規 規 規 基 基 基 基 基 公 公 公 公 公 道 道 道 道 道 等 等 等 等 等 告 告 告 告 告 す す す す す と 。</p>		
	<p>2 農 業 集 落 排 水 、 漁 業 集 落 集 落 排 水 集 落 排 の 他 集 落 排 水 集 落 水 事 業 集 落 排 水 事 業 集 落 排 水 事 業 す 事 業 集 落 排 水 事 業 と 。</p>			<p>1 計 画 策 1 定 関 関 採 る 心 心 採 2 新 規 地 区 採 採 地 区 採 申 請 事 業 事 業 す 事 業 事 業 事 業 と 。</p>	<p>1 新 規 採 1 採 地 区 採 通 知 事 業 採 す 事 業 採 と 事 業 採 2 地 区 予 2 算 割 算 割 当 当 当 当 当 て 。</p>		

				するこ と。	
3 浄化槽に 関すること。			1 浄化槽法第57条第1項の規定に基づき、検査を要する。熊本県浄化槽点検業者登録規則（昭和43年11月1日熊本県令第41号）に基づき、点検業者の取止を命ず。 2 浄化槽点検業者登録規則（昭和43年11月1日熊本県令第41号）に基づき、点検業者の取止を命ず。	1 同条例第2条第1項第5項に規定する浄化槽業者及び拒否をすること。同条例第6条第1項第7条に規定する浄化槽業者の変更の受理をすること。同条例第13条第1項第2項に規定する浄化槽業者及び検査をすること。	
4 生活排水 対策の企画 及び調整に 関すること。	1 熊本県生活排水対策の関すること。熊本県生活排水対策の関すること。 2 熊本県生活排水対策の関すること。		1 汚水防止法（昭和55年第1号）第4条第1項に規定する排水重点地の関すること。		

河川 港湾局	河川課	1 河川に関する こと。	1 河川法39年第16号)の 規定に基づき、 2級河川の指 定をすること。 2 同法第16条に 規定に基づき、 川本方針を 決定すること。	1 同法第16条の 規定に基づき、 河川整備の決 定をすること。 2 同法第22条に 規定に基づき、 洪水時における 緊急措置をす ること。 3 同法第54条に 規定に基づき、 河川保全区の 指定をすること。 4 同法第56条に 規定に基づき、 河川予定の指 定をすること。 5 同法第23条に 基づく流水の 占有の許可 (河川法施行令 (昭和40年第14 号)第2条第3号 に規定する特 定水利使用(以 下「特定制用」 と称する。))に 係るものにと す。	1 同法第6条に 規定する区域 を指定すること。 2 同法第23条に 基づく流水の 占有の許可(特 定水利使用の もの)をすること。 3 同法第53条に 規定する区域 に於ける水利 調整に必要 な旋停をす ること。 4 同法第55条に 規定する河川 保全区にお ける行為の 許可をすること。 5 同法第57条に 規定する河川 予定の行為 の許可をす ること。 6 同法第75条に 規定する第2 項に基 づく 7 同法第79条に 規定する水利	1 同法第17条に 規定する兼 用管を すること。 2 同法第88条に 規定する 可たな 者を受 ける	
-----------	-----	-----------------	--	---	---	---	--

				<p>の国大 通認可 する こと。 8 同 施 行 令 第 4 9 条 の 規 定 に 基 づ き 公 示 を す る こと。</p>			
<p>2 海岸法（昭 和 3 1 年 法 律 第 1 0 1 号）に基 づく海岸（国 土交通省所 管）の保全 に 関 す る こ と。</p>	<p>1 同法に 基づく海 岸設基を る こ と。</p>		<p>1 同法に 基づく海 岸域を と。 2 同法に 基づく監 督関 と。 3 同法に 基づく漁 業消 関 と。</p>				
<p>3 公有水面 に 関 す る こ と。</p>			<p>1 公有水 面埋立を 免許 こと。 2 公有水 面埋立を し 認 可 す る こ と。</p>	<p>1 公有水 面埋立を 市町村の 意見 を こ と。 2 公有水 面埋立に 係 る 区 域 の 縮 少 、 設 計 の 概 要 及 び し の 伸 長 の う ち の 易 な も の 許 可 を こ と。</p>			
<p>4 水防に 関 す る こ と。</p>	<p>1 水防計 画を 決 定 す る こ と。</p>		<p>1 水防管 理団 指 定 す る こ と。 2 水防警 報を 必 ず 行 う あ ら わ せ る こ と。</p>				

<p>5 土木災害事務の取りまとめに関すること。</p>			<p>ること。 1 災害報 告の取 り並 まとめ びに本 省係 及び関 機関に 対連 する絡 こと。る 2 国庫負 担の申 及び請 の実 認施 するに こと。こ 3 災害現 地査定 関する こと。こ 4 成功認 定の承 申請を すること。 5 鉦害復 旧事業 に関する こと。 6 鉦害報 告に關 すること。 7 鉦害査 定に關 すること。 8 鉦害復 旧事業 申請に すること。 9 災害關 連事業 申請に すること。</p>			
<p>6 河川の美化に関すること。</p>						
<p>7 市房ダム管理所及び氷川ダム管理所に関すること。</p>						
<p>8 水防協議会に関すること。</p>						
<p>9 河川開発室に関すること。</p>						
<p>(1) 河川開発に係る</p>						

	ること。			監督 づく 監に 処分 する こと。			
3	港湾に係る公有水面に関すること。			1 港湾区内の水面の免許すること。 2 港湾区内の水面の功認すること。	1 港湾区内の公有埋立地の町見を徴すること。 2 港湾区内の公有埋立区域の縮少、設計の変更及び功認の伸長のうち軽易の許可すること。		
4	港湾災害に関すること。	1 港湾災害復旧計画を策定すること。		1 災害の取扱いに連関すること。 2 国庫の申請に連関すること。 3 災害地の調査に連関すること。 4 成功の申請に連関すること。 5 災害の復旧に連関すること。			
5	港湾区域の美化に関すること。						

	<p>6 港 管 理 事 務 所 及 び 天 草 空 港 管 理 事 務 所 関 連 す る 事 務 事 務 事 務 事 務</p>						
<p>砂防課</p>	<p>1 砂防に關 すること。</p>			<p>1 砂防法 (明治3 0年法律 第29号) 第2条に 定めらる 砂を土指 防設備の 土指除る 地等又は 指定に關 すること。</p>			
	<p>2 地すべり に關するこ と。</p>			<p>1 地すべ り等防止 法第3条 及び第4 条に定め らる地す べり等防 止区域又 は指定に 關すること。 2 同法第 9条に定 めらる地 すべり等 防止基本 策を定め ること。 3 地すべ り等防止 法第4条 第5項に 規定する 行為を指 すこと。</p>	<p>1 同法第 11条のよ り工事及 び設計を 承認する こと。</p>		
	<p>3 急傾斜地 の崩壊に關 する防止に 關すること。</p>	<p>1 急傾斜 地の崩壊 防止に關 する昭和 44年第 5条第2 項及び第 7条第8 項</p>		<p>1 同法第 3条のよ り急傾斜 区域又は 指定に關 すること。 2 同法第 8条</p>	<p>1 同法第 13条のよ り急傾斜 地の崩壊 防止に關 する工事 の受ける こと。</p>		

				<p>5 すること。第 同 法 第 1 6 条 の 規 1 1 項 の 規 定 特 定 開 係 行 為 事 項 行 事 項 の 変 更 を 許 可 と する こと。</p> <p>6 同 法 第 1 7 条 の 規 2 項 の 規 定 策 工 事 等 の 検 査 査 を 行 査 証 を 交 付 証 を 交 付 す こと。</p> <p>7 同 法 第 2 0 条 の 規 2 項 の 規 定 監 督 同 分 第 2 項 条 を 行 代 執 行 除 除 を 行 除 を 行 除 を 行 除</p>		
建 築 住 宅 局	建 築 課	1 宅 地 建 物 取 引 業 に 関 する こと。		<p>1 宅 地 建 1 物 取 引 業 同 法 (昭 和 法 第 2 7 年 法 第 律 第 1 7 第 6 号) 第 1 定 3 条 の 規 づ 項 に 基 づ 物 に 宅 地 建 者 取 引 業 許 の 免 許 する 関 係 此 と 。</p> <p>2 同 法 第 1 6 条 の 規 1 1 項 に 基 づ 定 き 物 取 引 建 主 格 試 資 実 施 考 。</p> <p>3 同 法 第 2 2 条 第 2 2 項</p>	<p>1 同 法 第 9 条 の 規 定 に 基 づ 宅 地 建 業 物 取 引 更 者 の 届 出 の 受 理 する こ と 。</p> <p>2 同 法 第 1 8 条 の 規 1 1 項 に 基 づ 宅 地 建 物 取 引 主 任 者 の 登 録 関 係 考 。</p> <p>3 同 法 第 2 2 条 第 1 2 2 項 の 規 定 に 基 づ 宅 地 建 物 取 引 主 任 者 の 交 付 等 関 係 考</p>	

				<p>に、指こ 定きをる 規習する の講定と。</p> <p>4 同法第 2 5 条第 6 項第 定き、保 託出をす 旨をす 告をす こ</p> <p>5 同法第 7 1 条第 規に基 指及を 導、助 及びを と</p> <p>6 同法第 7 2 条第 1 項第 2 項の 規づく 及び検 査する こ</p> <p>7 同法第 7 4 条第 4 項の 定く報 告、助 指及を 言告に 関す こ</p> <p>7 6 8 条 2 の規 に基 づき、 登録 す と。</p>	<p>るこ。第 同法第 2 5 条の 6 項の 定に基 き、營 業供 託済の 出をす すの 旨をす と。第 同法第 7 1 条の 規に基 指言告 及をす と。第 同法第 7 2 条第 1 項第 2 項の 規づく 及び立 入に 関す こ</p> <p>7 同法第 7 4 条第 4 項の 定く報 告、助 指及を 言告に 関す こ</p>		
		<p>2 開発行為 等の規制に 関すること。</p>		<p>1 同法第 2 9 条第 1 項第 2 項の 規づく 及び行 為（面 積が5 万メ ー ト以 上）に 関す こ</p>	<p>1 同法第 2 9 条第 1 項第 2 項の 規づく 及び行 為（面 積が5 万メ ー ト以 上）に 関す こ</p>		

													<p>2 同法第35条第2項のよ発積平トの限に項許る</p>	<p>2 同法第35条第2項のよ発積平トの限に項許る</p>	<p>2 同法第35条第2項のよ発積平トの限に項許る</p>	<p>2 同法第35条第2項のよ発積平トの限に項許る</p>	<p>2 同法第35条第2項のよ発積平トの限に項許る</p>	<p>2 同法第35条第2項のよ発積平トの限に項許る</p>	<p>2 同法第35条第2項のよ発積平トの限に項許る</p>	<p>2 同法第35条第2項のよ発積平トの限に項許る</p>	<p>2 同法第35条第2項のよ発積平トの限に項許る</p>	<p>2 同法第35条第2項のよ発積平トの限に項許る</p>	<p>2 同法第35条第2項のよ発積平トの限に項許る</p>
													<p>3 同法第36条第2項に定き、可た5メ以発関の。完査検をる</p>	<p>3 同法第36条第2項に定き、可た5メ以発関の。完査検をる</p>	<p>3 同法第36条第2項に定き、可た5メ以発関の。完査検をる</p>	<p>3 同法第36条第2項に定き、可た5メ以発関の。完査検をる</p>	<p>3 同法第36条第2項に定き、可た5メ以発関の。完査検をる</p>	<p>3 同法第36条第2項に定き、可た5メ以発関の。完査検をる</p>	<p>3 同法第36条第2項に定き、可た5メ以発関の。完査検をる</p>	<p>3 同法第36条第2項に定き、可た5メ以発関の。完査検をる</p>	<p>3 同法第36条第2項に定き、可た5メ以発関の。完査検をる</p>	<p>3 同法第36条第2項に定き、可た5メ以発関の。完査検をる</p>	<p>3 同法第36条第2項に定き、可た5メ以発関の。完査検をる</p>
													<p>4 同法第37条に定き、事告築許可た5メ以開内にを承認す</p>	<p>4 同法第37条に定き、事告築許可た5メ以開内にを承認す</p>	<p>4 同法第37条に定き、事告築許可た5メ以開内にを承認す</p>	<p>4 同法第37条に定き、事告築許可た5メ以開内にを承認す</p>	<p>4 同法第37条に定き、事告築許可た5メ以開内にを承認す</p>	<p>4 同法第37条に定き、事告築許可た5メ以開内にを承認す</p>	<p>4 同法第37条に定き、事告築許可た5メ以開内にを承認す</p>	<p>4 同法第37条に定き、事告築許可た5メ以開内にを承認す</p>	<p>4 同法第37条に定き、事告築許可た5メ以開内にを承認す</p>	<p>4 同法第37条に定き、事告築許可た5メ以開内にを承認す</p>	<p>4 同法第37条に定き、事告築許可た5メ以開内にを承認す</p>
													<p>5 同法第41条第1項に定き、建</p>	<p>5 同法第41条第1項に定き、建</p>	<p>5 同法第41条第1項に定き、建</p>	<p>5 同法第41条第1項に定き、建</p>	<p>5 同法第41条第1項に定き、建</p>	<p>5 同法第41条第1項に定き、建</p>	<p>5 同法第41条第1項に定き、建</p>	<p>5 同法第41条第1項に定き、建</p>	<p>5 同法第41条第1項に定き、建</p>	<p>5 同法第41条第1項に定き、建</p>	<p>5 同法第41条第1項に定き、建</p>

					(開発の限を面 積が5万1平方 メートル未満の 区域内に限る。)を可すこと。 8 同法第43条の 規定に基づく等 (開発の限を 面積が5万1平 方メートル未満 の区域内に限る。)を可すこと。 9 同法第45条の 規定に基づき、 開発許可審議 (開発の限を 面積が5万1平 方メートル未満 の区域内に限る。)に基づく地位 の承認すること。
3 宅地造成 等の規制に 関すること。	1 宅地造成等 規制法(昭和3 6年法律第13 号)第13条に 基づき、造成 規制			1 同法第18条 の規定に基づ き、宅地造成 に工事面積5 万1平方メートル 以上のもの)	1 同法第18条 の規定に基づ き、状況に ついて報告 と。

<p>す。第第規づ造う除代関 定と。法第の基地伴防のこ。第の基造防をは解こ 指こ。法第の基地伴防のこ。第の基造防をは解こ をる同4項に宅に害事行る同法条に、地城又をる 2 1 5 定く成災工執す 3 2 規づ成災指指除と。</p>	<p>す。第第規づ事面平トのの變うと可こ 可と。法第の基工成万一トのの變うと可こ 許こ。法第の基工成万一トのの變うと可こ をる同2項に、造5メ以上の画しすのす 2 1 1 定き（積方ルも計更ときをと。同法条の基工成万一トのの輕更と出す 3 1 2 定き（積方ルも計微をきをる 4 1 3 定き（造5メ以上の）檢濟証す 4 1 規づ事面平トの完了を査檢をる 5 1 4 定き、督処分（同項行）こ 5 1 規づ督処分（同項行）こ</p>
---	---

6 同法第5条に規定するものの届出受理すること。
 1 同法第5条に規定するものの届出受理すること。

7 同法第7条に規定するもの執行すること。
 1 同法第7条に規定するもの執行すること。

8 同法第8条に規定するもの検査すること。
 1 同法第8条に規定するもの検査すること。

9 同法第9条に規定するもの執行すること。
 2 同法第9条に規定するもの執行すること。

10 同法第10条に規定するもの執行すること。
 1 同法第10条に規定するもの執行すること。

				防内宅況す 地造成状査す 区域造の検と 成災の地をるこ			
4	優良宅地 に関するこ と。						
5	宅地建物 取引業審議 会及び開発 審査会に開 すること。						
6	不動産特 定共同事業 に関するこ と。			1 不動産共同 特事業法(平 成6年法第7 号)第73項 の規定に基 づく不動産 共同事業に 関すること。 2 同法第6 3条の規定 に基づき、 取り消すこ と。 3 同法第3 4条及び第 35条の基 づく、及び 指示業務の 停止を命ず ること。 4 同法第3 7条に基 づく、管理 者の解任を 命ずること。	1 同法第 10条の基 づく不動産 共同事業の 変更の届理 を受すること。 2 同法第 39条の基 づく、指 導、助言告 及び勸告を すること。 3 同法第 40条の基 づく報告及 立入検査に 関すること。		
7	アートポ リス及び建 築のユニバ ーサルに開 すること。						
8	建築に開			1 高齢者、			

														<p>限に關す ること。第 4 8 5 項の基 1 1 定に、非 定き、害のた 災生し等のす 域定をと。</p>												<p>と。第 4 1 0 規 1 規 定 基 づ 上 險 安 あ 建 で 物 対 築 る 置 す 命 命 る こ と 置 5 同 法 第 1 1 1 條 第 規 定 基 1 づ 市 市 規 町 議 會 指 の 同 意 定 得 建 築 物 對 命 措 置 令 を す こ 此 と 處 第 6 同 法 第 1 4 1 條 第 規 定 基 1 づ 助 助 1 告 言 言 1 又 は 援 助 を す こ 此 7 同 法 第 1 7 1 條 第 3 項 基 1 定 特 定 規 く 行 對 行 政 庁 對 對 す 監 督 督 に 關 關 關 こ と 此 此 8 同 法 第 4 2 1 條 第 1 項 規 4 号 定 規 1 に 基 づ 1 道 路 基 1 を 指 指 定 す 此 此 9 同 法 第 4 2 1 條 第 2 項 規 4 定 基 1 き 幅 員 1 4 メ 一 1 ル 未 滿 1 道 指 指 す こ と 此 1 0 同 法 第 第 4 2 1 條</p>																					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

の基水をる
 項に、離す
 3 定ぎ距定と。
 第規づ平指こ
 1 1 同 法
 第 4 5 条
 の 規 定 に
 基 づ き の
 私 道 を 禁
 更 止 は す
 止 し 限 を
 制 限 と 事
 1 2 同 法
 第 4 6 条
 の 規 定 に
 基 づ く の
 面 線 関 係
 定 る 事 事
 1 3 同 法
 第 6 8 条
 の 規 定 に
 基 づ き 予
 定 指 示 事
 1 4 同 法
 第 9 0 条
 の 規 定 に
 基 づ き 特
 殊 建 築 措
 施 命 令 事
 1 5 建 築
 物 の 耐 震
 改 修 促 進
 進 行 関 係
 法 律 (平 法
 成 7 年 第 1
 律 第 3 号)
 第 1 条 第 3
 8 項 附 則 に
 準 用 する 事
 含 む 規 定 事
 の 基 づ き

						<p>命令をす ること。法 第 6 同第 第 8 条 (第 2 項 (則 法 附 則 3 条 に お 用 合 い ず る 場 を 含 む) の 規 定 に 基 づ き 命 令 旨 を 表 示 せ る 事 業 と して 1 7 同 法 第 9 条 (第 法 附 則 3 条 に お 用 合 い ず る 場 を 含 む) の 規 定 に 基 づ き 耐 震 診 断 結 果 を 表 示 せ る 事 業 と して 1 8 同 法 第 1 2 条 第 3 項 (第 法 附 則 3 条 に お 用 合 い ず る 場 を 含 む) の 規 定 に 基 づ き 公 表 示 せ る 事 業 と して 1 9 同 法 第 1 5 条 第 3 項 に お 基 づ き 命 令 を 表 示 せ る 事 業 と して 2 0 同 法 第 2 0 条 の 規 定 に 基 づ き 命 令 を 改 善 せ る 事 業 と して 2 1 同 法 第 2 1 条 の 規 定</p>			
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

			建築士、事務開設しを又は事務鎖行し録消すこと。		
(3) 建築物の安全対策に関すること。					
(4) 市街地再開発事業に関すること(公の施設を含まないに限る。)。			1 都市再開発法(昭和44年法律第87号)第9条第1項の規定に基づき、個人の認可すること。 2 同法第6条第1項の規定に基づき、個人の認可すること。 3 同法第7条第1項の規定に基づき、個人の認可すること。 4 同法第9条第1項の	1 同法第7条第1項の規定に基づき、新設した者の氏名住所に於て氏名を出さず。 2 同法第16条第1項の規定に基づき、区域を管轄する市長を縦覧せしめ、同法第8条第5	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

																									<p>に、会 定き発 選審を るこ 1 8 第 5 の 1 の 1 定き 発事 をる こ 1 9 第 5 第 1 規 1 づ 1 行 定 び 規 画 事 を 定 画 め 又 は 計 業 い 事 る 定 概 計 い に 交 設 の 要 受 概 し 要 町 通 計 認 を け る 可 こ 受 と け 第 け の け 基 村 事 計 に 認 定 可 の 事 の 可 つ 認 土 可 臣 受 を け 若 町 市 計 設 認 要 可 を 事 る</p>																				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

																									<p>土掘いす び試つ可と。法条の基 及のに許こと。同6条の基 除地等てる6第1項に、形 2 6第1項に、形質又物 第6項に、形質又物のの 規1項に、形質又物のの づき、形質又物ののを 地の変更築他物のを のはその作築等 工新築可と。法条の基 新許こと。同6条の基 2 7第4項に、1第規 第4項に、1第規 規3項に、1第規 づき、1第規 条及項の違 及項の違 にたし にたし の復 の復 じること。法条の基 2 8第1項に、通 第1項に、通 規1項に、通 づき、通 土交の認 臣の受 を権 を権 計 計 め め く く 施 施 組 組 開 開 市 市 は は が が た た 宅 宅 社 社 変 変 を を る る 法 法 条 条</p>																			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に準場
定てる含
規いすを
のお用合
む。)。
2 9 同 法
第 8 3 条
第 3 項 の
規 定 に
基 づ き
、 再 開
街 地 審
発 議 意
の 審 査
書 し 意
変 に 審
修 換 権
え 必 計
意 要 を
係 又 加
を 見 査
認 採 利
旨 必 画
書 を 意
し 加 見
通 こ 提
こ 法 者
条 及 出
第 1 同
条 の 法
規 定 8
に 準
お 用 場
合 合 含
む。)。
3 0 同 法
第 9 3 条
の 規 定
に 基 づ
き 行
、 個 施
人 行
再 組
社 合
村 の 再
立 開
方 し 市
給 又
特 是
者 者
を 承
を 認
る と
同

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

土臣を、分定し開、又みし住公理画す同16のお用合
 国大可て処を若再社村の立方給管計可と(1の項に準場
 、通認め理画、は会町市設地供の分認こ第8条4定てる含
 交の受管計めく発市はがた宅社処をる法8第規いすをむ。)
 3 5 第1条第1項に、会業代をる 法80の基再社代をる
 3 6 第1条第1項に、開の行決こ 法24定
 3 7 第1条第1項に、再社町し等の求はをと。 法22の基個者

		る。)					
		(11) 熊本地球温暖化防止に関する条例の施行に際しては、(建築物に関する。)			1 同条例第5条の基づくこと。	1 同条例第35条の基づくこと。	
		(12) 建築審査会及び建築士会にこの関係すること。					
		10 建築住宅局長にすること。					
営繕課	1 営繕工事及び設備工事の発注並びに監理並びに技術協力にすること。						
住宅課	1 住宅及び住環境にすること。	1 住宅に基を関する計画すること。		1 生活基本法(平成18年法律第1号)第17条第3項の規定により、市町協議と地域協議意見を聴こ 2 同法第17条第4項の規定により、国土交通大臣に協議す 3 同法第17条第7項の規定により、計画及び			

				<p>大告 通報 に 交す 土 臣 す 4 お 様 に 公 住 整 関 別 （ 7 第 第 規 宅 決 す 5 街 整 計 定 る こ と。</p>		
2 公 営 住 宅 に 関 する 事 と。	1 県 営 住 宅 の 明 調 停 及 び 訴 訟 に 関 する 事 と。		<p>1 県 営 住 居 の 入 募 集 及 び 決 定 に 関 する 事 と。 2 県 営 住 宅 の 家 賃 及 び 敷 金 の 減 免 及 び 徴 収 関 係 する 事 と。 3 県 営 住 宅 の 入 居 を 明 渡 請 求 する 事 と。</p>	<p>1 県 営 住 居 の 入 募 集 及 び 決 定 に 関 する 事 と。 2 県 営 住 宅 の 家 賃 及 び 敷 金 の 減 免 及 び 徴 収 関 係 する 事 と。</p>		
3 独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構 受 託 事 務 関 する 事 と。				<p>1 独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構 受 託 事 務 関 する 事 と。</p>		
4 住 宅 地 区 改 良 関 する 事 と。			<p>1 住 宅 改 良 地 区 指 定 に 関 する 事 と。 2 同 法 第</p>			

				9 条の規 定に建 築の許 可又命 令す ること。			
5	住宅供給 公社の他 住宅関係 に関する こと。			1 地方住 宅供給 法（昭 和40年 法律第 242号 第27条 の2）に よる業 び画す ること。 2 同法第 41条に よる命 令す ること。			
6	農地所有 者等賃貸 住宅に関 すること。						
7	特定優良 賃貸住宅 に関する こと。			1 特定優 良賃貸 の促進 に関する 法律（平 成5年 法律第 52号） 第3条 の規定 による 画に關 すること。 2 同法第 5条に よる給 貸の更 改に關 すること。 3 同法第 9条に よる地 位に關 すること。			

			4 同法第10条に善関すること。 1 規定改にこと。 5 1 規定供の取に画の消すこと。			
8 高 齢 者 の 安 定 居 住 の 確 保 に 関 する こと。		1 高 齢 者 の 居 住 の 安 定 確 保 に 関 する 法 律 (平 成 1 3 年 法 律 第 2 6 号) 第 4 条 の 規 定 に よ る 高 齢 者 居 住 安 定 確 保 計 画 の 策 定 に 関 する こと。				
9 住 宅 の 品 質 確 保 の 促 進 等 に 関 する こと。						
1 0 マ ン シ ョ ン の 管 理 の 適 正 化 の 推 進 に 関 する こと。						
1 1 長 期 優 良 住 宅 の 促 進 に 関 する 法 律 (平 成 2 0 年 法 律 第 8 7 号) に 関 する こと。			1 同法第13条に善関すること。 1 規定改にこと。 2 同法第14条第1項に掲げるおける項に画の消すこと。 1 1 規定改にこと。 2 同法第14条第1項に掲げるおける項に画の消すこと。	1 同法第5条に善関すること。 1 規定改にこと。 2 同法第8条第9項に善関すること。 2 同法第8条第9項に善関すること。		

						3 同法第 10条の 規定によ る地位の 承継に関 すること。 4 同法第 14条第 1項第2 号に掲げ る場合に おける同 項の規定 による計 画の認定 の取消し に関する こと。		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
(熊本県水俣条約外交会議推進室設置規程の廃止)
- 2 熊本県水俣条約外交会議推進室設置規程(平成25年熊本県訓令第25号)は、廃止する。